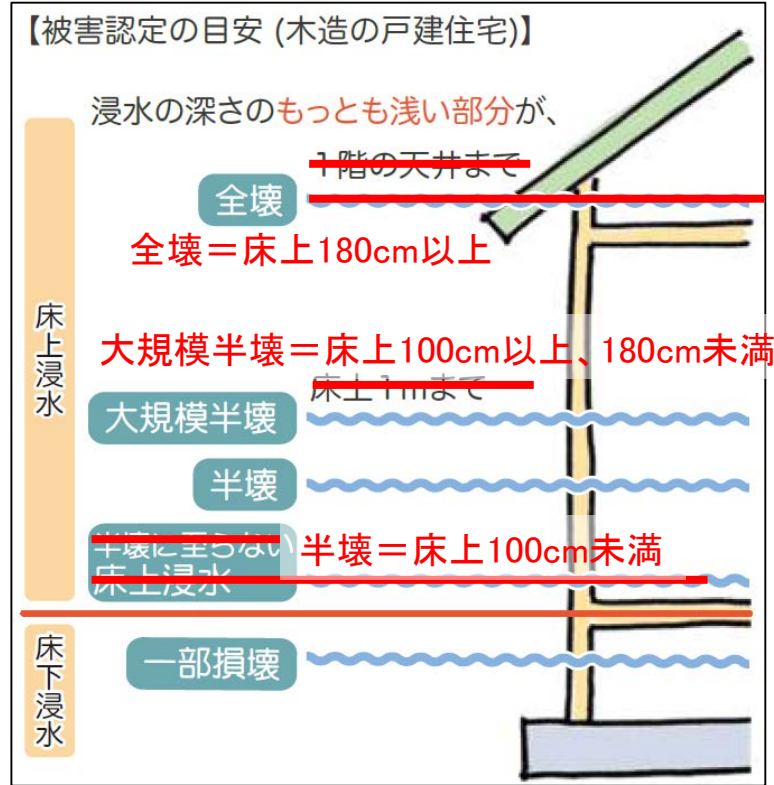
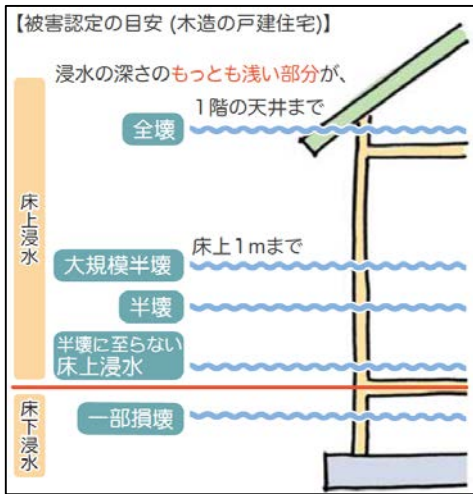


# 震災がつなぐ全国ネットワーク(震つな)作成

## 「水害にあったときに」 部分修正のお知らせ

水害にあわれたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。震つなが2017年4月に作成しました冊子およびチラシの掲載内容について、2018年3月に被災認定基準の改定がありましたので、お知らせいたします。チラシはP.1、冊子はP.10になります。

Web上では修正をしておりますが、配布の際は、本情報を合わせて配布いただきますよう、お願いいたします。



### <被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）>

戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突【第1次調査】等の外力が作用することによる一定以上の損傷※が発生している場合

#### (1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流失
- ④基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流出・陥没

いずれかに該当

**全壊**  
(損害割合50%以上)

#### (2) 浸水深による判定

いずれにも該当しない

住家流失又は床上1.8m以上の浸水	50%以上	→	<b>全壊</b>
床上1m以上1.8m未満の浸水	40%以上50%未満	→	<b>大規模半壊</b>
床上1m未満の浸水	20%以上40%未満	→	<b>半壊</b>
床下浸水	20%未満	→	半壊に至らない

出典：内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針<第2編 水害による被害>」